

2004.05.22 in 南山大学

日本哲学会学会シンポジウム

「グローバリゼーションという現実 哲学に突きつけられた課題」への補足コメント

平子友長（一橋大学）

『哲学』誌掲載の拙文（以下「報告」と表記する）では、紙数の制限と私自身の能力の限界のため、グローバリゼーションに係わる重要論点を十分論じきれなかった。大会当日のシンポジウムの討論を有意義なものにするために、若干の論点整理と補足をしておきたい。

まず報告が4節構成になった理由について。

私は、まず、グローバリゼーションという用語を「冷戦の終結以降の資本主義の新しい段階」として理解している。その含意は、(1)資本主義経済政治システムは、その誕生以来常にグローバルな世界システムとして展開してきた、(2)20世紀中期までの資本主義システムは、諸国民国家システムの世界的展開と歩調を合わせながら進展してきた、社会主義諸国家も、資本主義世界市場に組み込まれつつ、途上国の近代化の課題を歴史的に担ったといえる（いわゆる「開発独裁型」体制）、(3)ところが1980年代以降、資本主義は新しい生産力・競争段階に入った。そのメルクマールは、資本主義的世界市場の運動とそれに由来する諸問題に対して、既存の諸国民国家の持っている秩序維持・資源再配分・危機回避などの政策的制度的諸能力では効果的に対処しきれなくなってきた事である。

国民国家の危機ないし限界は、(1)資本主義経済の最強部、いわゆる先進国においてさえ福祉国家の危機ないし縮小、新自由主義・市場原理主義の台頭として現象したが、資本主義経済の比較的弱い諸地域ではより激甚な形態を取った。それが(2)既存社会主義体制の崩壊であり、(3)途上国における経済・生活・環境全体における危機の深化であった。

今日の資本主義が、すでに個別的国民国家の統治能力をはるかに超える水準に到達していることを、最も象徴的に示す事例が、金融と人口移動の問題である。

「報告」が、第1節において1990年代後半のアジアの金融危機の原因を考察し、第2節において現代における移民の政治経済学の問題を取り上げたのは、そのためであった。

途上国から先進国への人口移動は、しばしば「難民」問題として取り上げられ、あたかも移民送り出し国の貧困や内乱などが移民発生的主要原因であるかのような論調が、メディアを支配している。この論調は、移民受け入れがあたかも先進諸国の側の「人道主義的措置」によって寛容にも「許容」されてきたかのようなもう一つの論調に支えられている。しかし移民に関する政治経済学的研究は、そのいずれの論調も事の本質を隠蔽する議論であることを、実証的に解明してきた。

結論だけ記すならば、(1)途上国における住民の生活が破綻し、大量の死者や飢餓が発生しただけでは、それらの「難民」の先進国へ向かっての移動は発生しない。先進諸国への大量の移民を発生させる主要因は、移民送り出し国の側のプッシュ要因ではなく、むしろ移民受け入れ諸国の内部に、国内労働者によっては忌避されるような大量かつ持続的な低賃金労働力需要が発生していることにある（プル要因）。(2)国内に外国人労働者の低賃金労働力に対する大量の需要があることが、先進諸国への移民流

入の主要因であるとするれば、当該国民国家における移民規制は、移民流入を実際に阻止する措置としてではなく、むしろ移民を各種のカテゴリー（「合法的」移民、非合法性の度合いを異にする各種の「非合法的」移民）に差別する制度として機能する。これが、受け入れ国内における移民労働者の無権利状態を「正当化」する。つまりこのような仕方では、国民国家は資本の利害に奉仕する。(3)先進国側のプル要因によって引き寄せられる移民の経路もまた、基本的に、受け入れ国の資本の国際的展開の経路に沿って行われる。先進諸国の企業が、部品生産などを多国籍に展開することに伴い、途上国の経済特別区に設立されたいわゆるオフ・ショア生産のための現地工場などで採用された現地労働者が先進国の言語・文化などを習得するための一定の経験を積んだ上で、先進国に移民として流入するというケースが、一般的である。このことは、先進国内部の階級構成の中では最下層に属するとはいえ、先進諸国にまで到達することのできる移民労働者は、移民予備軍の世界的構成の中では比較的恵まれた中上層に属しており、彼らの背後には、近隣の途上国までしか移動できない労働者、最下層には移動することさえもできない最低貧困層が控えていることを意味している。

先進諸国における多文化・多国籍をめぐる各種の政治的文化的軋轢は、上記のような資本と企業のグローバルな展開に規定された人口のグローバルな流動化のなかで生起していることを見ておく必要がある。

第3節では、資本主義のグローバルな展開の中における国民国家の位置と諸矛盾を検討した。このテーマは、昨年発表した拙論「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係」（唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第8号、2003）においてすでに展開した論点であるので、紙数の制限を考慮して、最小限の記述に留め、関心のある読者には上記拙論を参照して頂くという手法を採った。しかし本シンポジウムの参加者の中で拙論に触れる機会のあった方は極めて少数であろうことを考慮して、以下に拙論の要旨を紹介しておきたい。

拙論は、ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』を始め、現代のナショナリズム研究を代表する諸研究の多くが、ネイションとナショナリズムを区別せずに立論していることに対する批判に向けられている。歴史的に見ても、西洋におけるステイトの成立は16、17世紀に、ネイションの成立は18世紀に遡るのに対して、ナショナリズムの成立は19世紀以降にしか遡ることができない。上記3概念の成立には、それぞれ百年近いタイム・ラグがあり、それに対応して意味内容上の差異が存在していた。

ステイトは、歴史的には一五世紀末後半以降における絶対王制の確立と共に歴史的に登場した主権的国家であり、理論的にはマキアヴェッリの『君主論』を嚆矢とし、ホブズ『リヴァイアサン』によって理論的枠組みを記述された政治的制度である。ステイトとは、単一の支配者ないし支配団体の保持する暴力（強制力）に対する人々の恐怖心に基づく服従を集積することによって、服従者の間に人為的に構成された一つの（擬制的な）政治的共同体のことである。ステイトの目的は、諸個人相互の戦争状態の停止と身体的生命の維持という一点であり、ホブズによれば、この目的を実現するためには「死に対する恐怖心」と平和を確保する道筋を発見する「理性」だけが必要とされる。それ故ステイトは、いかなる固有の領土、固有の文化、固有の民族をも前提とせず、また政治的共同体の構成のためにいかなるアイデンティティも共属感情も要求しない目的合理的な制度である。ステイトの理念と思想が、一六、一七世紀に全ヨーロッパを巻き込んだ宗教戦争に抗して、戦争を停止させるための制度として成立したことの意義は大きい。いかなる大義名分によるものであれ、人々を人種、

宗教、イデオロギー、アイデンティティの相違を基準として「われわれ」と「他者」に区分し、「他者」の生命の抹消を正当化する「聖戦」へと人々を駆り立てて行く政治文化を克服し、ステイト設立以前には凄惨な殺戮に明け暮れていた諸集団のただ中に平和を確立すること、ただそれだけが、ホッブズにとっておよそ政治がなすべきことのすべてであった。

ホッブズのステイトが、今日の国民国家システムと比べて優れている点は、ステイト設立の目的が諸個人の生命の維持に絞り込まれているため、諸個人がある国家目的のために自己の生命を犠牲にするほどの献身を主権者は原理的に要求しえないという点である。主権者が死（死の蓋然性）を要求する時、個人は社会契約を破棄して自然人に戻ることができる。それは不正ではなく、奪うことのできない自然権である。ステイトの原理を理論的に徹底すれば、軍隊組織は機能することができない。

次にネイションは、ステイトの成立に約百年遅れて十八世紀に成立する。『諸国民の富』と命名されているアダム・スミスの主著は、ネイションの思想と理論の誕生を告げる作品群の一つであった（今日の経済学は、ネイションの学としての『諸国民の富』の意義を完全に無視している、ないし過小評価している）。

ネイションとは、資本主義が世界システムとして展開している歴史的状況下で、富と生産力の主体として構成されるべき（歴史的に新しい、「民族」ではない）集団を明示する概念であった。生産力の創出、拡大、労働者となる国民の教育・陶冶などが「国民的生産力」として組織され、「国民的生産力」の成果が「国民的富」として現象し、最後に「国民的富」のお陰で「国民的富裕」が達成される。ネイションとは、生産力＝富＝富裕（「生活必需品の潤沢さ」）の循環過程を担う集合的主体の名称である。この意味で、ネイションとは、富の拡大再生産を目的とするステイトとその「臣民」の間の契約的団体であり、「臣民」がステイトに「献身的」に協力することと引き替えに、ステイトは「臣民」に経済的福祉を約束する）ザッハリヒな機能的制度である。「文明化」が、ネイションの思想を集約的に表現するスローガンである。

ネイションがどのような領域と人々を包摂するかを決定するものは、各時代の資本主義世界システムの編成と力関係によって決定される。ネイションは、富および生産力を持続的に向上させることを目的にする制度である以上、外部的に阻止されない限り、「帝国」として発展する（大英帝国、アメリカ合衆国が典型、旧ソ連邦もこの類型に属す）。この意味でネイションとは、本質的には、資本主義世界システムの内部で生産力および消費水準の持続的向上を最適に遂行するためのザッハリヒな政治経済的制度にすぎず、本来固有の「領土」や「民族」に拘束されない。各ネイション・ステイトの内部で、国富の増大と国民の福祉の向上とが機能的に循環している限り、ネイション・ステイトはナショナリズムによる情念的補強を必要としない。ナショナリズムは、ネイション・ステイトに必然的に随伴するイデオロギーではなく、国際競争の中で比較劣位に置かれたネイション・ステイトが、自らの制度の運用を通して上記の諸目的を機能的に遂行することが難しくなった時、それによって引き起こされるネイション・ステイトの正当性（機能的な国民統合）の危機を回避するために、集団の民族的、宗教的、歴史的過去に由来するなんらかの心情的な一体感を動員することによって、ネイションへの統合を補完する代償的なイデオロギーである。ネイション・ステイトの危機ないし機能不全の時代にナショナリズムが高揚するのは、ナショナリズムの本質に由来している。

膨大なナショナリズム研究の結論は、歴史上存在したナショナリズムの諸形態すべてに妥当するナショナリズムのポジティブな定義を与えることができない、ことであった。その理由は、ナショナリズムが、ネイション・ステイトの危機ないし機能不全

の時代に、ステイトからの見返りのない一方的献身を「国民」に要求するために動員される集合的感情であって、その核をなすものが、過去の王朝であろうが、神話であろうが、世界宗教であろうが、構わないからである。ユーゴスラヴィア分裂に際しては、異なる世界宗教がナショナリズムの分断線を構成した。

ネイション・ステイトの歴史は、ナショナリズムの成立以降は、ネイションの論理とナショナリズムの論理とのいわば綱引きの歴史であり、安定期にはネイションの論理が全面に出る傾向があり、危機の時代にはナショナリズムが全面に出る傾向がある。

以上の考察を現代のネイション・ステイトを巡る状況に当てはめてみると、現代は、資本主義のグローバル化の進展に伴って、政治経済的制度としてのネイションが有効に機能するためには、ネイションの作用領域を既存のネイション・ステイトの領域区分を越えて拡大しなければならない必然性がある。従って制度としてのネイションは、特定の民族、宗教への拘束を要求するナショナリズムと本格的に手を切らなければならぬ時代に入ったといえる。共通の政府、憲法、通貨を、共通の軍隊までも持つことを構想するEU連合は、ナショナリズムを抑制しつつ、ネイションをより効率的に機能させる方向への対応である。

他方で、現代の資本主義がもはや一ネイション・ステイトの諸制度によっては解決しがたい諸問題を生み出しつつ、生活と経営の危機にさらされる市民と、とりわけ国家に深く寄生してきた銀行、企業にとっては、ネイション・ステイトの庇護により切実に頼らざるをえないという事情こそ、現代におけるナショナリズムの活性化を促す要因となっている。ナショナリズムに拘束された国家では、ネイションとして要求される任務を（とりわけ外交交渉において）実効的に遂行することができないという事情が、さらに「敵一味方」の対立を感情的にあおる排外主義的ナショナリズムをかき立てるといふ悪循環が昂進してゆく。

第4章では、これまでの現状分析をふまえて、哲学が、資本主義的グローバリゼーションは引き起こす諸問題の解決のために、とりわけ人命の救済、貧困や環境破壊の打開のために努力している地球上の多くの人々と協力して、「よりよき生」のために役立つために何ができるか、その多様であり得る一つの可能性を模索した。

#### 1. 生命の問題を主題化することの重要性

報告者は、資本主義的グローバリゼーションによって規定された今日の政治的経済的文化的コンフリクトの本質は、「文明の衝突」や「ならず者国家との闘い」ではなく、資本主義世界システムの現段階の競争圧力（これを「構造的暴力」と呼ぶ）が人間の生存それ自体と両立不可能な段階に達していることに起因していると考えている。システムによって生存の最低限界に立たされる人々は、(アメリカ軍によるアフガニスタン、イラクへの空爆によって命を絶たれる被戦闘市民や子供たち同様) 先進国の人々の視界に入らない所でひっそりと殺されてゆく。今日のグローバリゼーションの現実には、まずシステムが人間の生命の維持と鋭く対立しているイシューと場面に即して把握される必要がある。

HIV/AIDS 感染者は、WHO の推計によれば、2002年末現在、世界で4200万人に達し、年々500万人ずつ増加し、310万人ずつ死んでゆくという。世界のHIV/AIDS感染者の7割がサハラ以南の地域に集中し、そこでは成人人口(15~49歳)の約9%が感染者である。1人当たりのGNPは千ドル以下である。

エイズは、今日では、最先端の医療を受けることのできる者にとっては慢性疾患の

一つといえるが、検診施設さえ存在しない地域に住む人々にとっては急性の致死性病気である。感染者の生死を決定するのは、「病原体や病気そのものの性質ではなく、病気に関する情報や治療法へのアクセス権」（美馬達哉「統治のランドスケープ」『現代思想』2003年5月、p.148）である。

WTO 結成（1995年）以前は、ブラジル、タイなどの諸国は、抗 HIV 薬のコピー薬を安価に生産販売することによって、エイズ危機の克服に大きな役割を果たしてきた。エイズの発症を抑制するための抗 HIV 薬（3種混合）の価格は、特許保有国においては、1人当たり年間1万ドルかかる。インドでは、これのコピー薬を295ドルで生産・販売していた。ところが WTO 協定の一つ TRIPS（Trade-Related Aspects of Intellectual Property 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）が発行すると状況は一変した。アメリカ合衆国はブラジル政府を WTO に提訴した。

この問題が国際問題化したのは、南アフリカ政府が「医薬および関連物質管理法」を改正して、国家の非常事態の場合には厚生大臣の裁量によって医薬品の特許保護を制限することができるようにした時であった。これは具体的には、(1)特許権保有者の許可なしに、特許技術を用いて医薬品を生産する許可（特許強制実施許諾）および、(2)当該医薬品を生産する技術がない場合には、安価なコピー薬を輸入する許可（並行輸入）の二つの措置を意味していた。南アフリカでは、人口の約10%にあたる420万人が HIV 感染者であるといわれる。

この法律改正に対して、多国籍製薬会社39社が南アフリカ政府を告訴した。これに対してオクスファムや「国境なき医師団」を始めとする NGO 諸団体が国際的な抗議運動を展開し、製薬会社はついに2001年に提訴を取り下げた。同年アメリカもブラジルに対する提訴を取り下げた。2001年カタールのドーハで行われた WTO 閣僚会議は「TRIPS と公衆衛生に関する宣言」（ドーハ宣言）において「TRIPS は加盟国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるべきではない」（第4項）、「各加盟国は何が国家緊急事態を構成するかを決定する権利を有する」（第5項）ことが確認された<sup>1</sup>。

この出来事は、以下の三点を教えている。

(1) 第一に、今日の資本主義的システムは、しばしば人間の生命を犠牲にする形で機能している。抗 HIV 薬の知的所有権を擁護するための製薬会社の WTO への提訴は、個々の製薬会社のエゴイズムにのみ帰することはできずない。製薬という人間の生死に直結する事業が、私的企業の利潤原理で営まれて、WTO などの国際機関が私企業間の自由貿易を促進することを優先目的として組織されていることに根本的問題がある。

(2) 第二に、「ドーハ宣言」における修正条項の締結に当たっては、「国境なき医師団」などの、国家の枠組みを超えた各種市民組織の国際的な抗議運動の展開が、大きな役割を果たした。諸国民国家の代表者たちを介しての国際的取り決めとは異なる国際的共通意志決定の運動や組織体が、生まれつつある。

(3) 第三に、現実に発展しつつある NGO などの運動をバックアップするためにも、生命を守るための運動の正当性、法律や協定が実定的に制定される以前にそれを政策として先行的に提示するためにも、規範の基礎付けが求められている。そしてこの規

---

<sup>1</sup> エイズ問題を巡る記述は、美馬達哉「統治のランドスケープ」（『現代思想』2003年5月）、佐藤隆弘「WTO の貿易関連知的所有権（TRIPS）協定と南北問題—インドを事例として—」（『経済学雑誌（大阪市立大学）』（103-3、2002年12月））に負っている。

範の基礎付けにおいて哲学は、学の立場から、現実に対して重要な実践的貢献ができるはずである。

2. 生命権を巡る法理論

3. 「生命の政治学」の提唱 アーレントに抗しつつ。

4. カントの「世界市民法 *Weltbürgerrecht*, *ius cosmopolitanum* の理念」の再評価  
カント『永遠平和のために』の以下の指摘は、今日改めて熟考されるべきである。

「真の政治は、あらかじめ道徳に敬意を払った後でなければ、一步も進むことができない」(『全集』14-306, *Werke* 11-243)。

「相互に交流する可能性のある人々は、なんらかの市民的体制に所属するようにならないなければならない」(『全集』14-261, *Werke* 11-203)。

「戦争をする権利として国際法の概念を理解することは、本来ならばできないことである(なぜならそれは、何が法であるかを決定する際に、個々の国家の自由に制限を加える普遍的に妥当する外的な法律に従うのではなく、暴力による一方的な格率に従うことを一つの法であると見なすよう、要求しているからだ)。(『全集』14-272, *Werke* 11-212)。

「今や地球上の諸民族の間に(広狭の違いはあれ)共同体がくま無く張り巡らされるようになって、地球上の一つの場所で生じた法の侵害があらゆる場所で感じられる程にまで発展をとげたからには、世界市民法の理念は、法の空想的で常軌を逸した考え方ではなく、公共的人権法一般に対して、同様にまた永遠平和に対しても、国法および国際法に書き記されていない条項を補足するために必要不可欠なものである。」

(『全集』14-277, *Werke* 11-216)。

## 酒井報告について

現在の資本主義的グローバリゼーションの現実には、多文化主義や多様なエスニシティに対するこれまた多様な関心や欲望に照準を据え、それらを巧みに商品化して広大な市場を開拓している。このような状況の中で、酒井氏が the West-and-the-Rest Dichotomy という古めかしい二項図式だけを用いて、グローバリゼーションの現実を記述しようとしたことの意味がよく理解できない。

もちろん酒井氏の強調点は、The West is, above all, a putative unity, and, therefore, cannot be defined exclusively in its objectivity. (p.12) という点にあり、the West-and-the-Rest Dichotomy をリアルな現実であると信じている人々を批判することにある。

しかし今日どれだけの人間がこの図式に執着しているだろうか。あるいは一見この図式の執着と見えるものでも、その内実は、酒井氏が解釈していることとは別様に理解できるのではないか、これが、私の疑問である。

Nowhere in the world has it (“the West”) lost the force of an objective reality. Especially in East Asia, the West has continued to play the role of the master index in relation to local nationalism…

How can people in many places in the world continue to believe in the West despite the glaring evidence of its instability, transience, and overdetermination? p.12-13.

もしここで「西洋への信仰」と呼ばれているものが、グローバル化する資本主義の競争圧力の中で、いわゆる「グローバル・スタンダード」への生き残りをかけた適応を意味するのであれば、それはもはや「アイデンティティ」や「信仰」のレベルの問題ではなく、世界中の人々を巻き込んでいる厳しい現実である。

酒井氏が、「西洋－非西洋」の問題を「資格・能力 qualifications」の問題として扱っている時、事実的背景として世界市場において生き残るための諸資格・能力の有無が想定されているようにも見える。

If the distinction between the West and the Rest is...a matter of cultural capital shaping the individual's socioeconomic status, one can be attentive to the socioeconomic formation of the qualifications in terms of which the West and the Rest are distinctively and performatively presented, and to how people invest in the acquisition of such qualifications. p.16.

しかし酒井氏が「グローバル・スタンダード」を「西洋」と考えているのではないことは、以下の記述からも明らかである。

Nor would I ever claim that, because of its increasing fragmentation and dispersal as an inevitable consequence of globalization, the West will soon cease to be a reality. ... I would commit a fatal mistake if I expected the West to be dissipated by increasing commerce in the world. p.16.

もし「西洋」がグローバリゼーションとともに「拡散」し「雲散」する傾向があるとするれば、それはいかなる「西洋」なのだろうか。

酒井氏は、ブリュデューを援用しつつ、「文化獲得様式における差異を自然的差異に転換する自然化」(p.14)の要求 (the presumptive and essentialist claim to the West's pedigree, p.13) のうちに「西洋」の成立する根拠を見出し、これは、実は、「西洋－非西洋というアイデンティティの根本的動揺の認知に対する補償行為」(p.14)、the effort to countervail the dissolution of the historical conditions, p.15 であると主張される。グローバリゼーションの進行下で「西洋－非西洋」の区別が曖昧になればなるほど、かえってこの区別を「自然化」(生まれの違い)しようとする心理的機制が働くという論理は、論理としては理解できるが、この論理が、先程「特に東アジアにおいて、西洋は依然として支配的インデックスの役割を果たし続けている」と指摘された東アジアのいかなる具体的現実と対応しているのか、理解できない。概念の具体的内実を説明せずに、概念を多用し続けることの危うさが、ここに現れていないだろうか。

## 別所報告について

現在進行中のグローバリゼーションの内実の把握の仕方は、別所氏と私との間には大きな違いはないように思う。資本主義的グローバリゼーションとそれを背景とした「覇権的普遍主義」に対抗しなければならないという志向も共通といえる。

別所氏の見解に対する疑問は、上記のグローバリゼーションに対する対抗戦略を構想する上で、「主権を互いに制限し合う」国民国家の形成に余りにも大きな比重を与えずにいる点にある。

「筆者の基本的立場は、グローバル化する世界において普遍性と多元性とを何らかの調和的統一において維持するためには『国民国家』という枠組み...を再評価すべきであるというものである。国民国家...が、その主権を互いに制限し、部分的な主権共有状態が成立することではじめて、文化的価値の多元性は非暴力的な対話と交渉の中で、相互承認と変容を通して緩やかな普遍性を形成するだろう。」(p.24-25)。

「この〔多様な価値観をもつ人間たちの対話と妥協にもとづく〕共生の条件を創り出すのは、主権を制限し合う諸国民国家からなる地域共同体であり、それに適合したあり方への変容がいま国民国家に求められている。」(p. 37)。

資本主義的グローバリゼーションの「構造的暴力」に対抗するために国民国家（およびその変容）が大きな役割を果たすべきであるという認識は、私も共有している。またその際、私は、拙稿「ステイト・ネイション・ナショナリズム」において、今日のナショナリズムを巡る諸論争の中で、ネイションとナシナリズムとが全く区別されていない現実に警鐘を鳴らすために、歴史的にネイションの概念とナショナリズムの概念は異なっていたことを思想史的に考察しつつ、グローバル化の進行する今日の経済的政治的諸条件の中で諸国民国家は、エスニックな共属感情への国民統合を志向するナショナリズムと距離を置かないかぎり、ネイションの立場と利害をザッハリヒ（実務的実効的）に実現して行くことがますます難しくなってきたこと、その意味で現在も発展過程にあるEU統合は、諸国民国家システムを否定する試みではなく、むしろネイションをナショナリズムから切り離して、国民国家がその制度的機能を十全に発揮することが出来るようにするための制度的改革の試みであると主張した。

この点で、私は、「エスニックな共同体とは区別された政治的共同体としての『ネイション』概念を確立することが必要である」(p. 25) という別所氏の主張に賛同できる。

しかし、以上のことを踏まえた上で、国民国家の問題解決能力の制度的限界をもきちんと見ておく必要があると考える。

別所氏の国民国家再評価論は、主として、ハーバーマスの議論に依拠しているので、以下に展開する私論は、ハーバーマスに対する批判でもある。

最大の問題は、グローバル化する資本主義が地球大で引き起こしている貧困、飢饉、伝染病、乱開発などによる人命と環境の破壊に、諸国民国家は有効に対処することができないことである。

多くの言語学者によって世界の言語の数は、6～7000あり、そのうち95%は母語話者が100万人以下、50%は1万人以下、25%は1000人以下であると推定されている。今日存在する国民国家の数は170余である。言語の共通性がエスニック・アイデンティティを構成する重要な要素の一つであることを考慮するならば、言語総数に比して国民国家総数はわずか2.8%をなすにすぎないという現実、国民国家という近代の制度が、地球上にいかにも不平等に配分されているかという現実を示している。もし「共生の条件を創り出す」ものが「主権を制限し合う諸国民国家からなる地域共同体」であるとするならば、いまだ国民国家を創設していないエスニックな諸集団はまず国民国家を創設すべきであるというということになるのだろうか。この要求が果てしのない内戦への引き金になってきたことは、ユーゴスラビアの内戦を想起するだけでも明らかであろう。

あるいは「主権を制限し合う諸国民国家」とは、歴史上すでに存在している諸国民国家だけであるのか。であるとすれば、この要求は、すでに国民国家を享受しているエスニック集団の特権的地位の相互保証に限定されざるをえない。

ハーバーマスが「国家の文明形成力」を構想する時、彼は、文明の問題を「国家」に準拠させて議論することに内在している「差別」の問題を十分には理解していないのではないだろうか。

最後に、福祉国家に対する高い評価に関していえば、私は、いわゆる先進資本主義諸国における政策の選択肢としては、新自由主義的国家よりも福祉国家を高く評価している。しかし福祉国家の限界もまたそこにある。「福祉国家としての戦後ヨーロッパ



の社会的国家は『より多くの社会的正義をめざす闘い』の成果であり、市場に対抗し、『社会的不平等を甘受する業績主義的正義』を否定するものである。」(p. 36)。こうした側面があることは認めるが、この議論で忘れられていることは、福祉国家政策は、強力な資本主義的経済力を保持している国民国家の内部でしか展開することができなかったことである。そして福祉国家政策を可能にする財源それ自体は、資本主義的国民経済の競争力が生み出したものであって、「より多くの社会的正義をめざす闘い」は、主として、その再分配に関与するだけだということである。

むしろ「ネーション」の概念のうちに「地球上のすべてのエスニック集団がネーションへと発展できるわけではない」ことが含意されているのと同様に、「福祉国家」の概念のうちに「地球上のすべての国民国家が福祉国家になれるわけではない」ことが含意されているのではないだろうか。